

申請に係る確認事項同意書

- 1 本申請の対象の家屋等、並びに当該家屋等の内部及び当該家屋等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下、「家屋、財物等」という。）の解体、撤去及び処分に関しては、すべての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者など）の同意を得ており、矢吹町及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起は致しません。
- 2 家屋等の解体、撤去及び処分に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確約します。
- 3 家屋・財物等の解体、撤去及び処分の実施のため、矢吹町及びその委託を受けた者が本申請の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。
- 4 本申請書に記載された個人情報その他の情報については、矢吹町が関与する事業に提供することを同意します。
- 5 本申請に関する内容を確認するため、矢吹町の各部署から必要な情報の提供を受けることに同意します。

上記確認事項に同意します。

署名欄
